

北九州情報サービス産業振興協会規約

【第1章】 総 則

(名 称)

第1条 本会は、北九州情報サービス産業振興協会
Kitakyushu Information Service Industry Promotion Association（略称「KIP」）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、情報関連技術の調査研究及び開発促進並びに情報サービス産業発展のための社会的、経済的環境の整備を通じ、地域の情報サービス産業の振興を図るとともに、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 情報サービス産業の振興に関する情報収集及び調査研究
- (2) 人材の育成及び確保に関する活動
- (3) 情報サービス産業の振興に関する行政施策との連携
- (4) 会員相互及び市内外諸団体との交流
- (5) 情報関連技術の開発及び利用の促進
- (6) その他地域の情報サービス産業発展のための環境整備に関する事業

【第2章】 会 員

(種 別)

第4条 本会の会員の種別は、次の通りとする。

- (1) 正会員 北九州市及びその周辺市町村に本社を置いている情報サービス産業関係企業
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、若しくはその事業に協力しようとする企業、大学等若しくは行政等の機関又は個人

2 前項の規定に関わらず、次の団体は本会の団体会員とする。

- (1) 北九州国際ITビジネス推進会

(入 会)

第5条 本会の会員として参加しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退 会)

第6条 会員が退会しようとするときは、事前にその旨を書面により会長に届け出なければならない。

2 企業が解散又は破産したときは、退会したものとみなす。

【第3章】 役 員

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名以上3名以内
- (3) 理事 5名以上10名以内(会長・副会長を除く) (4) 監事 2名

(選 任)

第8条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において選任する。

(職 務)

第9条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務の執行にあたる。
- 4 監事は、会計監査を行う。

(任 期)

第10条 本会の役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

【第4章】 会 議

(種 別)

第11条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会 (2) 理事会

(構 成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

(権 能)

第13条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) その他本会の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議した事項の執行に関すること
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第 14 条 総会は、毎年 1 年事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに開催する。

(招 集)

第 15 条 総会及び理事会は、会長が招集する。

(議 長)

第 16 条 総会及び理事会の議長は、会長があたるものとする。

(定足数)

第 17 条 総会及び理事会は、構成員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第 18 条 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会)

第 19 条 本会は、理事会の議決を経て、事業を円滑に進めるため委員会を置くことができる。

【第 5 章】 会計及び会費等

(事業年度)

第 20 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会 計)

第 21 条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会 費)

第 22 条 会費は、以下に定める入会金及び年会費を納めなければならない。

(1) 入会金 2 万円

(2) 年会費 3 万円 (団体会員は 6 万円)

(会費の納入時期)

第 23 条 年会費は、毎年度初めに納入しなければならない。ただし、新規入会者については、入会時に入会金及び当該年度の年会費を納入しなければならない。

(返還請求権の放棄)

第 24 条 本会の退会者は、既納の会費の返還を求めることができない。

(帳 簿)

第 25 条 本会に次の帳簿を備え付けるものとする。

- (1) 会議録 (2) 規約、役員名簿、会員名簿 (3) 会費納付簿
(4) 金銭出納簿 (5) その他関係書類

【第 6 章】 雑 則

(事務局)

第 26 条 本会の事務局は、公益財団法人 北九州産業学術推進機構内に置く。

(実施細則)

第 27 条 この規約の執行に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

【付 則】

- 1 この規約は、平成元年 5 月 22 日から施行する。
- 2 本会の設立当初の事業年度は、第 20 条の規定にかかわらず、設立総会のあった日から平成 2 年 3 月 31 日までとする。

【付 則】

この規約は、平成 7 年 6 月 28 日から施行する。

平成 14 年 6 月 12 日改訂

平成 16 年 11 月 26 日改訂

平成 24 年 6 月 8 日改訂

平成 27 年 6 月 15 日改訂

平成 30 年 4 月 1 日改訂